

# 「再エネ業務管理システム」の IDおよびパスワード等の管理に係る追加報告について (報告書の概要)

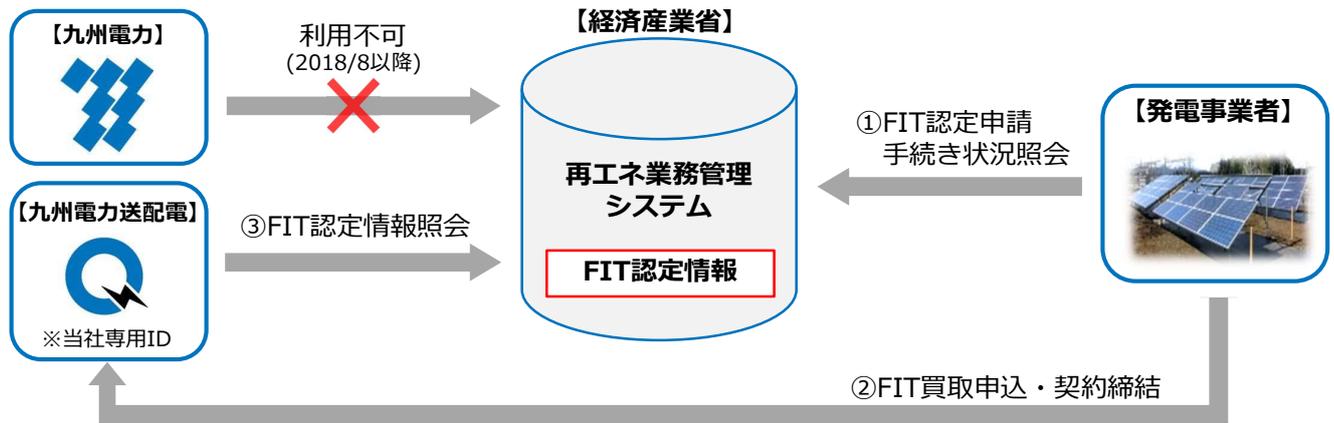


九州電力送配電

(空 白)

- 経済産業省が保有する再エネ業務管理システムは、再生可能エネルギー発電事業計画認定（以下、FIT認定）情報等を管理する業務用システムで、一般送配電事業者は自社供給区域のFIT認定事業者の情報へアクセスできるアカウントが付与されています。
- 当社は、FIT認定事業者からの買取開始前および買取開始後に当該システムを活用し、認定情報と契約内容との照合等に利用しています。
- 2018年8月に一般送配電事業者に限定し、当該システムのアクセス権（当社専用ID・パスワード）が付与され、当社は、九州エリアのFIT認定情報が閲覧可能となりました。
- 当社専用ID・パスワードは、当社で適切に管理すべきところ、九州電力（委託先含む）の社員等がアクセスしていた事実が判明しました。

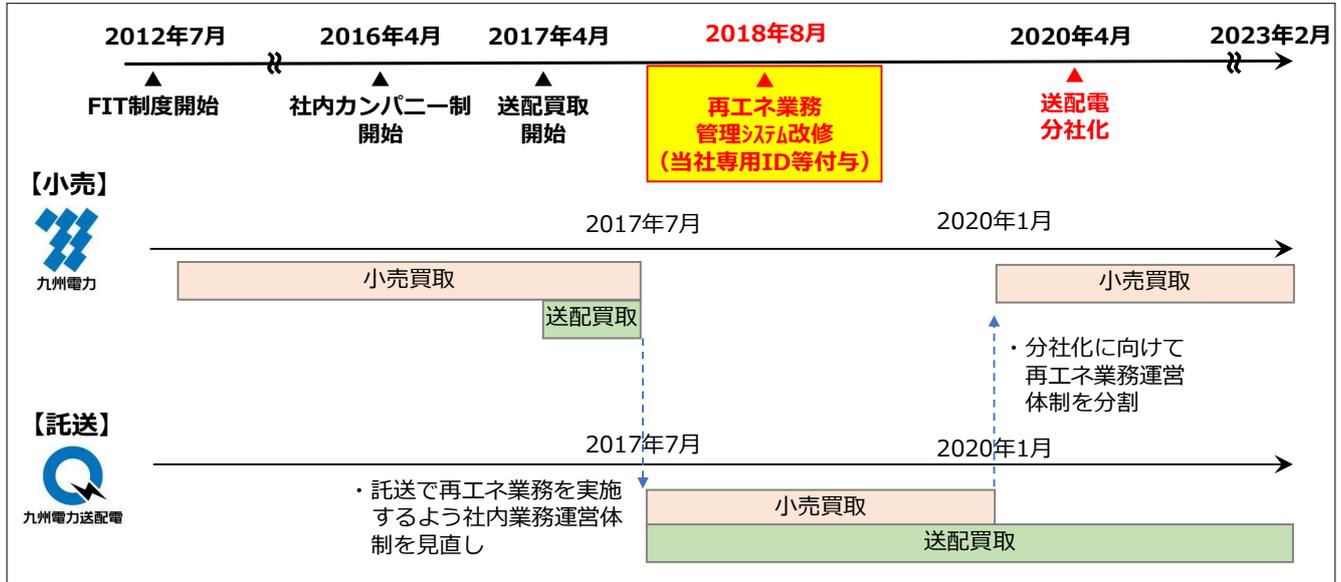
＜再エネ業務管理システムの概要＞



＜再エネ業務管理システムを利用する主な業務＞

業務内容	主な確認項目
(1)再エネ買取お申し込みのあったお客さま（発電事業者）からFIT買取を始める前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電事業者のFIT認定状況（認定・失効）の確認</li> <li>・発電事業者が非課税事業者か否かの確認</li> </ul>
(2)再エネ買取お申し込みのあったお客さま（発電事業者）からFIT買取を始めた後	①再エネ発電事業者が変更になる場合〔都度〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電事業者の名義等の確認</li> </ul>
	②交付金エラー時〔毎月〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電事業者の認定上の発電出力に対し発電量が多い場合等の確認</li> </ul>

- 2012年7月のFIT制度開始以降、小売部門で実施していた再エネ業務（小売買取・送配買取）を2017年7月から託送部門にて実施するよう社内業務運営体制を見直し
- 2018年8月の国の再エネ業務管理システム改修時において、一般送配電事業者にのみアクセス権が付与
- 2020年4月の分社化に向け、小売買取については小売部門で、送配買取については託送部門で再エネ業務を実施するよう、2020年1月に業務運営体制を分割



## 3 アンケート調査結果

- 2018年8月以降における再エネ業務管理システムの利用を認められていない者への専用ID・パスワードの提供有無や提供の経緯等を確認するため、アンケート調査を実施

### 【アンケート調査の概要】

[対象者]

当 社： 託送部門の社員等（派遣社員を含む）  
※2018年8月以降に託送部門に在籍した者

委 託 会 社： 九電送配サービス社員等（当社からの出向者を含む）

[実施期間]

2023年2月14日（火）～2月20日（月）

[実施方法]

WEBアンケート

### <アンケート結果>

対象者数	回答者数	回答率
1,099	1,099	100%

※ いずれも休職者、休暇者、退職者を除く

- 当社の社員 8 名が九州電力の社員等に対し、当社専用 I D・パスワードを提供していたことを確認
- また、当社に過去在籍し、九州電力へ転出した 8 名が引き続きシステムにアクセスしていたことを確認
- 当社の社員 8 名が当社専用 I D・パスワードを提供してしまった主な理由は以下のとおり

- ・ 当社（一般送配電事業者）以外は、当該システムを利用不可であることを認識していなかった
- ・ 当社以外は、当該システムを利用不可であることを認識していたが、提供先が業務上困っており、九電小売が自社の買取分を確認するために閲覧することは問題ないだろうとの安易な考えで提供した

## 4 発生原因および再発防止対策

	原因	再発防止策	実施時期
意識	<p>当該システムを当社以外の者が利用してはいけないという認識が欠如</p> <p>閲覧できる情報の重要性の理解不足</p>	<p>本事案に直接関係する部門の全社員に対する情報管理に関する臨時研修、および定期研修の実施</p>	速やかに
体制運用	<p>適切に管理すべきID等を業務に使用する者以外にも入手可能としていた</p> <p>パスワードの変更ルールが遵守されていなかった</p>	<p>外部から付与されたID等の管理体制の整備</p> <p>当該システムの利用者を限定</p> <p>管理責任者によるパスワード変更状況の確認</p>	<p>速やかに</p> <p>都度</p>

※ 今後、社長を委員長とするコンプライアンス委員会（全役員、社外弁護士等で構成）において本事案に関する自主的な調査・点検を進め、再発防止に取り組む